

重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 045-958-2330

(月～金曜日 9:00～18:00)

担当 介護支援専門員 _____

管理責任者 _____ 鶴田 房枝 _____

※ ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の提供番号およびサービス提供地域

事業所名	トーケン
所在地	横浜市旭区上白根1-33-1
事業所番号	神奈川県 第1473201778号
サービス提供実施地域	神奈川県 横浜市

(2) 事業所の職員体制

管理者	1名	(常勤兼務)
介護支援専門員	3名	(常勤兼務2名・非常勤専従1名)
事務員	1名	(常勤)

(3) 営業時間

月曜日～土曜日 午前9時～午後6時まで

※ 日曜日・12月29日～1月3日は休業

3. 居宅介護支援の提出方法

(1) 指定居宅介護支援の提出方法は次のとおりとする

課題の分析について使用する課題分析の方法は、全国社会福祉協議会方式及び独自の課題分析票を用いる。

指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅又は事業所の相談室において、利用者及びその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに相談に応じる。

(2) 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする

- ① 利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者及びその家族に提供する。
- ② 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接し、課題分析により利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- ③ 利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービス提供する上で留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成する
- ④ サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。

- ⑤ 居宅サービス計画の原案の内容について利用者及びその家族に説明し、文書により利用者の同意を得て、居宅サービス計画とする。
- ⑥ 当該居宅サービス計画に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
- ⑦ 当該居宅サービス計画に関し利用者及びサービス事業者に交付する
- ⑧ 適切な介護医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、介護保険施設等へ紹介その他の便宜の提供を行う。また、介護保険施設等から退所等を行う場合には居宅への移行がスムーズに行われるよう連絡調整等を行う。
- ⑨ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」という）する。モニタリングの結果についてはその都度記録する。

4. 利用料金

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

（居宅介護支援利用料）

- ① 介護予防支援

要支援1・2	4, 285円	初 回の場合	7, 220円
--------	---------	--------	---------
- ② 介護支援専門員取扱件数40件未満

要介護1・2	12, 076円	要介護3・4・5	15, 690円
--------	----------	----------	----------
- ② 加算を算定した場合（介護予防支援の場合は算定しない）

初回加算	1ヶ月につき	3, 336円
入院時情報連携加算	1ヶ月につき	2, 780円
通院時情報連携加算	1ヶ月につき	556円

(2) 交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

ご利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5. 秘密保持

- 1 事業者は、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために個人情報サービスをサービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意とみなします。

6. 緊急時対応

介護支援専門員等は居宅介護支援を実施中に、利用者病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告す

る。

7. サービス割合の説明

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

8. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出下さい。

相談・苦情窓口	連絡先	045-958-2330
	担当	鶴田 房枝
	責任者	星野 剣

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口に苦情を伝えることができます。

- ・ 旭区役所 高齢・障害支援課
旭区鶴ヶ峰 1-4 電話 045-954-6061 F A X 955-2675
- ・ 神奈川区役所 高齢・障害支援課
神奈川区広台太田町 3-8 電話 045-411-7019 F A X 314-8890
- ・ 保土ヶ谷区役所 高齢・障害支援課
保土ヶ谷区川辺町 2-9 電話 045-334-6328 F A X 333-7945
- ・ 緑区役所 高齢・障害支援課
緑区寺山町 1 1 8 電話 045-930-2315 F A X 930-2225
- ・ 瀬谷区役所 高齢・障害支援課
瀬谷区二ツ橋町 1 9 0 電話 045-367-5714 F A X 365-1170
- ・ 横浜市役所 健康福祉局 介護事業指導課
横浜市中区港町 1-1 電話 045-671-2356 F A X 681-7789
- ・ 神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課
横浜西区楠町 2 7-1 電話 045-329-3447

(3) 苦情処理手順方法

- ① 苦情の申立書を受付ける
- ② 当事業所が苦情に関する調査を行う
- ③ その調査結果を受けて事業所が改善すべき事項を検討する
- ④ 改善すべき事項をもとに当該事項に関する指導を実施する
- ⑤ その結果を利用者又はそのご家族へ報告する

9. 事故対応

当事業所は利用者に事故が発生した場合には速やかに市町村・家族等に連絡し、必要な措置を講じます。当事業所は事故及び事故の際に行った処置について記録を残し再発防止に努めます。

当事業所は利用者に賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。

10. 医療との連携

居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入

院した場合には、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝えください。

11. 虐待防止への取り組み

利用者の尊厳の保持や人格の尊重、人権の尊重の観点から、虐待の発生やその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等の担当者を定め取り組みます。

12. 権利擁護に関する措置

職場におけるハラスメント対策のための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

13. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の発生や拡大を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修等の担当者を定め取り組みます。

14. 業務継続計画の策定

感染症や災害発生時においても、業務を継続、又は早期に業務再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練等の実施に取り組みます。

15. 身体拘束等の原則禁止

利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行なう場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

16. 研修の実施

当事業所は介護支援専門員の資質の向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとする。

- | | |
|--------|------------|
| ①採用時研修 | 採用後 1 ヶ月以内 |
| ②継続研修 | 年 4 回 |

17. 事業所の運営方針

1. 地域密着を中心として地域社会において、奉仕の心をもって高齢者・障害者の為の事業を行ないます。
2. 高齢者や障害者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るように支援を行います。
3. 地域社会において地域組織（市区町村、保険、医療、福祉サービス機関等）と連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。

18. 当法人の概要

法人種別・名称	株式会社 トーケン
設 立	昭和51年12月
所 在 地 ・ 電 話	神奈川県横浜市旭区上白根1-33-1 電話 045-954-1234
事 業 内 容	代表取締役 星野 剣 居宅介護支援事業・訪問介護事業 認知症対応型通所介護事業・障害福祉サービス事業